別紙3_施設のあり方検討シート

施設名	1.現状の課題	2.仕様変更について	3.維持管理運営の業務範囲、バンドリングについて
共生交流プラザ「カラット」	・特に共生交流プラザは二村台の団地が近いこと、元小学校という部分より、外国人の人や、子どものみでの利用も多く、夜間利用の安全管理(子ども／外国人)がリスク増大。 ・体育館や研修室、パフォーマンススタジオなど人気が高い部屋の貸室予約が取りにくい状況が慢性的に続いている。 ・慢性的な駐車場不足(特に午前中)。 ・外国人対応がスマホの翻訳に頼っている。 ・体育館の内壁の劣化が著しく、性能及び見た目が悪化している。 ・唐竹小学校の時から生えている樹木も年数が経ち、伐採や剪定を行うにあたり費用がかさむ。	・貸室(体育館含む)の利用料金の変更 ・施設敷地の各入口への防犯カメラの設置	■維持管理運営の業務範囲に関する要望 ・施設管理(清掃・保守・設備点検)は民間(指定管理者)中心を希望 ・貸館・受付業務は民間で十分可能 ・市民活動支援・地域協働支援は行政と民間の共同領域として明確化 ■バンドリング(複合化)についての要望 ・施設間の「地域共生」の流れ(相談→活動→交流)をシームレスに扱える構造の構築
老人福祉センター及び陶芸会館	【建物・設備等に関する課題】 ・建物内全体・設備等の老朽化により、各所に改修や利用環境の改善等が必要(室内の照明は今後順次LEDへ改修を予定) ・施設内の全容がわかりづらい(福祉体育館内の奥にある)。 ・共用部分(ロビー・通路等)の利活用 ・お風呂(R6.4.1廃止)のスペースの利活用 ・建物裏側の庭スペースの利活用(雑草・雑木等の対処が必要) ・倉庫(古い備品等)の利活用等の検討(今後処分等される可能性もあり)。 【事業の実施などに関する課題】 ・市民の認知度(特定の高齢者の利用が多く、一般利用は少ない)。 ・名称「老人福祉センター」の改称(愛称)の検討。 ・福祉体育館、中央児童館と連携した(一体的な)事業等の実施(共用部分(ロビー・通路等)の利活用)。 【施設の利用方法に関する課題】 ・夜間の時間帯の利用が少ない。 ・高齢者優先利用制度の見直し等(一般の利用者との共存方法の検討)。 ・貸室使用料金額の見直し等。 ・福祉体育館、中央児童館と連携した(一体的な)包括管理、施設利用の検討(共用部分(ロビー・通路等)の利活用)。	・指定管理者により実施する職員研修等の具体的内容(施設設置の目的に合わせたもの) ・高齢者優先利用制度に係る部分(上記1と同じ) ・利用者支援業務の具体的記載 ・維持管理(建築物保守管理業務)に係る修繕等の内容・範囲の明確化 ・「自主事業に係る業務の基準」の明確化、特に「介護予防事業」に力を入れたいと考えるが、その具体的な内容や運営基準の記載等 ・共用部分(ロビー・通路等)の利活用に係る内容の具体的記載 ・福祉体育館、中央児童館と連携した(一体的な)包括管理、施設利用に係る記載 →「高齢者の居場所や活動拠点」としての機能は維持しつつ、多世代が福祉体育館や中央児童館と一体的に交流や体力づくり、生きがいづくりの拠点となるような施設を目指す	●福祉体育館、中央児童館とのより一層の包括管理体制(効率化・経費削減等)の検討は必要だと考えます。 (要望案) ・老人福祉センターの事務室を福祉体育館へまとめ、配置職員数も調整。空いた事務室は貸室等へ転用する ・維持管理委託、備品・消耗品の購入、修繕等の一括発注 ・建物内外全体に係る共用部分の有効活用(大規模な自主事業の実施など) ・建物内全体での貸室等の予約調整 ・想定される事務手続き等の一元化(定期のモニタリング、広報・HP・SNS等、施設予約関係、その他)
中央児童館	● 福祉体育館、老人福祉センターとの複合施設であるため、一体的に管理することも検討されてきたが、福祉施設ということもあり、人的・設備的に基準が定められているため、妨げとなっている。 ・一体的に管理するに当たって、これまで行ってきた福祉的なサービスについてはできる限り維持していきたい。 ①子ども・親子の遊び・交流の場 ②利用者(親、子ども、ともに)が気軽に相談ができる場 ③子ども(中高生含む)の居場所の提供 ④子どもに対する新たな遊びの提供(イベント等の実施) ⑤子どもへの教育的指導 ⑥小中学校との連携、地域との連携 ・開館時間を市内他児童館と合わせて午前9時から午後5時としているが、福祉体育館の開館時間と合っていないため、有効利用ができていない。 ・築年数の経過に伴い、空調・照明・トイレ等の老朽化が進み、利用環境の改善が必要となっている。 ・乳幼児親子と小中高生が同時間帯に来館する際、スペースが十分でなく、活動内容の調整が必要となる場面が多い。 ・福祉体育館、老人福祉センターとの複合施設であるため、イベント時や利用が集中した際に出入口や駐車場の利用が重複し混雑が生じる。 ・イベント等の一部を除き原則として無償で提供しているため、貸館等で収益を上げることが難しい。	・一体的に管理することを検討するに当たって、現状の課題における児童館のサービスをできる限り維持していくことを目指している。人的・設備的な基準については、サービス水準が維持されるのであれば緩和しても構わない。 ・児童館としての基準は 人的基準　児童厚生員を2名配置する 設備基準　集会室、遊戯室、図書室、便所及び事務執行に必要な設備 ・開館時間(午前9時から午後5時)の見直し。 ・複合施設としての動線整理(入口案内、掲示物、サイン計画の見直し)。 一体的に管理する場合は、現行の管理区分を越えた各施設・部屋等の配置の見直しも含む。 ・上記を実施するに当たって、児童館としてのサービス内容に変更が必要な場合はその見直し内容。	●維持管理運営の業務範囲 ・維持管理運営については指定管理者中心を希望。 ・備品、修繕費等については現状は仕様書のとおりだが、要検討。 ●バンドリングについて ・福祉体育館及び老人福祉センターとの包括的な管理や児童館としての要件撤廃を検討するに当たって、メリット及びデメリット、実施への課題となる事項について提案いただき、実施の可否を決定する。

施設名	1.現状の課題	2.仕様変更について	3.維持管理運営の業務範囲、バンドリングについて
児童発達支援センター	・児童発達支援事業は、児童の預かりを目的としているのではなく、障害のある児童が日常生活や集団生活を円滑に送れるよう療育を提供することを目的としているため、利用時間が短く、保護者が職場に復帰することが難しくなっている。	・児童発達支援事業について定員を25名から28名に増加 ・日中一時支援事業を追加 ・市が実施する5歳児健診への同席及び行動観察、アセスメントを行い、市とともに支援方針を検討する業務を追加 ・親子療育教室について5歳児健診事後フォロー教室を追加 ・豊明市の障害児の中核的役割を追加(事実上実施していたが、明記することとした)	【業務範囲】 ・センター業務全般の管理運営及び市との連絡調整 ・汚水層の清掃(汚泥の収集、運搬、処分を含む) ・調理室の清掃及び衛生害虫防除 ・建物、工作物等の修繕 ・機器の点検 ・施設の日常清掃及び鍵の管理 ・共生交流プラザの施設全体の管理運営への協力(共生交流プラザ全体の運営に関する会議に出席する等) 【バンドリング】 ・バンドリングについては現在予定していません。
都市公園	・主に指定管理者の直営作業により市内64箇所の都市公園の草刈を行っているが、公園数に対して作業編成パーティが少なく、適切な時期に草刈が行えず、公園利用者からの苦情が多い。 ・公園施設の修繕等について、事後対応となる場合が多い。 ・樹木の老木化や大木化といった問題もあるが、高木・中木の支障枝除去など、適切な樹木管理が行えていない。 ・公園の利用に差があり、公園を上手に使いこなせていない。 ・地域の声を反映した公園の姿になっていない場合がある。 ・身近な公園(街区公園)でもボール遊びがしたいという声がある一方で、ボールでの遊び方に関しては一部の利用者によるマナーの悪い遊び方も散見され、近隣住民からの苦情が多く、遊びづらい公園となっている場所がある。 ・一部の公園ではフラワーボランティアによる緑化活動(花壇の維持管理)が行われているが、ボランティアの高齢化などを背景として縮小または廃止となる公園も出てきている。	・市民協働事業を積極的に推進することを目的として、指定管理者の中に「市民協働担当者」の配置を義務づける。	・都市公園としては収益性が低い施設であるため、収益性の高い施設と包括的に管理するなど、柔軟なバンドリングを検討したい。
勅使墓園	・現状の指定管理料では、指定管理業者は赤字経営となっている。人件費、委託費が原因となっている。 ・墓地の在り方の変化に伴い、空き墓地の増加が懸念される。 ・墓地購入者の減少ならびに返還(更地のみ費用あり)が発生することにより、収益性を保てない可能性がある。 ・墓の所有者の管理不足による、利用者の苦情が時折発生する。 ・指定管理区域が不明確である。名古屋市土地を本市が墓園緩衝帯として保有。当該土地の管理がされていない。 ・調整池が2か所あるが、管理主体が不明確。 ・照明器具が多数設置されているが、経費削減により電源が切られている。 ・将来計画で芝生広場とされている部分に盛り土がされており、活用できない状態。 ・全体的に施設老朽化。 ・大峡間湿地との境界が不明確。旧サイクリングロード閉鎖部分が老朽化し危険。 ・法面植生土嚢が劣化。フェンスがたわんでいる。	・現状、樹木(高木)の管理については、市で行うことになっているため、今回の仕様にて見直しをかけたい。 ・管理区域の明確化、名古屋市土地・高木・調整池等。 ・多死社会、お墓への考え方の多様性に対応するため、墓園継続性の担保となる自由提案を求める。 ・墓地埋葬法関連の手続きについて勅使墓園含み受付業務を記載。	特になし
福祉体育館及び体育施設等	・老人福祉センター、児童館との一体管理ができていない ・施設が老朽化している ・老人福祉センター部分を中心に、収益性を高めたい ・アクセスが悪い(バス又は車でないと利用しづらい)	・優先予約を含む「学校スポーツ開放」及び「公園ひろば利用」の予約、受付等が、体育館の仕様書に入っており指定管理者が行っている →モニタリングされておらず、主管課でモニタリングをするべきことであるため、仕様から外す方向で検討している。 ・指定管理者が行う修繕費の金額(現在50万円) →上限を引き上げることを含め変更を検討。 ・勅使の弓道場について、スポーツ協会弓道部と共同管理という仕様だが、現在は指定管理者のみで管理されているため、内容を検討。 ・水光熱費などの精算項目について、他の指定管理者を導入している施設との整合性を図りつつ見直しを検討	・福祉体育館以外の体育施設(勅使グラウンド一帯)について、都市公園の範囲に加え、福祉体育館については体育館単独とすることを検討

施設名	1.現状の課題	2.仕様変更について	3.維持管理運営の業務範囲、バンドリングについて
文化広場（勅使会館）	・利用者数が大幅に減少している（和室2部屋　R1　4,093名　→　R6　1,446名、デイキャンプ場　R1　1,496名　→　R6　911名） ・駐車場が少ない（少し離れたところにあるがグラウンドと共用） ・デイキャンプ場は、市内外問わず無料のため、収入が見込めない ・社会教育施設に準じる施設として運用してきたため、営利目的での利用が制限されている（ただし今後運用について変更される可能性もあります） ・ロビーの空調の冷房が一部故障している。（設定温度が26度以下に下がらない。暖房は問題なし） ・2階はフレンドひまわりが入っているため、1階のみの管理となる	・第2章　第2　9.受付業務に記載されている「なお、あいち電子自治体推進協議会が運営する『あいち共同利用型施設予約システム』による受付は現在行っておりません。」という文言があるが、あいち共同利用型施設予約システムは利用できるため仕様書の文言は削除します。 ・他施設とのバンドリングによっては、大幅に変わる可能性があります。	・勅使会館の貸館利用が減少しており、豊明文化広場とその周辺の利用を促進するような施設運営にしたいため福祉体育館から切り離して、公園管理など他の施設とのバンドリングを行うのも一つの可能性として考えたい。